

広島県告示第千二百五十号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和五年十一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第五百一号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県東広島市	下大道池外二箇所（別表四のとおり）
広島県府中市	むすび池（別表六のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第四百三十号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県呉市	桐ノ木の池外一箇所（別表一のとおり）
広島県竹原市	諏訪迫1号池（別表三のとおり）
広島県東広島市	大田池（別表四のとおり）
広島県福山市	東池（別表五のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第六百号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県神石郡神石高原町	野呂元池（別表二のとおり）
広島県東広島市	西尾池3号（別表四のとおり）
広島県三次市	大谷（別表七のとおり）

別表一から別表七までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。